

おくやみ窓口のご案内

令和6年4月1日発行

身近な方が亡くなられた後の手続は、保険証返納や未支給・遺族年金請求、各種振込・引き落としなど、さまざまな手続（申請・届出）が必要になります。

「おくやみ窓口」では、市役所での申請書の作成や各種手続をまとめてご案内できるようお手伝いをさせていただきます。

場 所	千歳市役所第2庁舎1階1-5番 おくやみ手続担当（戸籍住民課年金係）
予約受付時間	平日8時45分から17時まで
利用対象者	死亡時に本市に住民登録があった方のご遺族など
利用方法	電話による事前予約制 亡くなられた方や手続きされる方の氏名などを伺い、来庁日時の予約をお受けします。
ご利用上のお願い	・来庁者の本人確認のうえ、市役所で必要となる手続を行います。 ・内容によっては、すべての手続きが一度で終わらない場合があります。 ・おくやみ窓口を利用せずに、直接各担当窓口において、手続きを行うことも可能です。

おくやみ窓口の場所



「おくやみ窓口」は事前に電話で予約を
おくやみ手続担当（戸籍住民課年金係）

0123-24-3166

ふし 24 め(節目)の手続
み 3 なさん、いつ か所で
む 6 りなく、む 6 だなく

事前電話
予約制



千歳市の鳥 ヤマセミ

亡くなられた方に関する主な手続

市役所での手続

国民年金を受給していた方

- 未支給年金・未支払給付金の請求
- 死亡届の提出（未支給年金・未支払給付金がない方）

※厚生年金、共済年金を受給していた方は、新さっぽろ年金事務所又は各共済組合にお問い合わせください。

新さっぽろ年金事務所
TEL 011-892-9313 / 011-892-9318

国民年金に加入していた方

- 遺族基礎年金の請求
- 寡婦年金の請求
- 死亡一時金の請求



国民健康保険に加入していた方

- 国民健康保険被保険者証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証の返納
- 国民健康保険料の精算

後期高齢者医療保険に加入していた方

- 後期高齢者医療被保険者証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 高額療養費等の支給申請
- 後期高齢者医療保険料の精算



各種医療受給者証をお持ちの方

- 「重度心身障がい者医療費受給者証」、「ひとり親家庭等医療費受給者証」、「子ども医療費受給者証」の返納

介護保険に該当していた方

- 介護保険被保険者証の返納

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給対象の方

- 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給先の登録

介護保険料の還付がある方

- 介護保険料還付先の申請

各種障がいの手帳をお持ちの方

- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の返納

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた方

- 死亡の届出・未支給手当の請求

児童手当・児童扶養手当を受給していた方

- 未支払児童手当の請求
- 資格消滅の届出
- 額改定の届出
- 受給者の変更
- 児童扶養手当証の返納



固定資産を相続する方

- 固定資産税納税通知書の送付先変更
- 未登記家屋の所有権移転

原動機付自転車を所有していた方

- 廃車手続き
- 譲渡手続き



上下水道契約があった方

- 契約者の名義変更

※電話でも手続きができます。

千歳市水道局料金センター TEL 24-3253

そのほか（市役所以外）での手続

不動産登記関係

- 不動産の所有権移転登記
札幌法務局恵庭出張所
TEL 0123-32-3057



相続放棄

- 相続放棄申立
札幌家庭裁判所
TEL 011-221-7281



二輪小型自動車（125cc 超）

- 廃車、譲渡等
北海道運輸局札幌運輸支局
TEL 050-5540-2001

三輪、四輪以上の軽自動車

- 廃車、譲渡等
札幌地区軽自動車協会
TEL 011-768-3955



預貯金口座等

- 口座凍結
各金融機関等

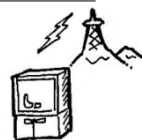


生命保険等

- 死亡保険金請求、入院給付金請求等
加入していた生命保険会社

NHK受信料

- 名義変更、解約
NHK ふれあいセンター
TEL 0120-151515（フリーダイヤル）



電気・ガス料金

- 名義変更、解約
各契約会社



よくある質問

Q1 戸籍謄本などは、死亡届を出したらすぐにもらえますか？

本籍地が千歳市の方は、死亡届提出後、証明書を発行できるまで3日（市役所開庁日）かかります。また、市外に死亡届を出した方はさらに日数がかかります。

Q2 国民健康保険の加入者が亡くなったときは？

葬祭を行った人（喪主・施主）に葬祭費（3万円）が支給されます。ただし、社会保険等被保険者「本人」の退職後3か月以内に亡くなった場合は、在職時の健康保険者に葬祭費を請求してください。

Q3 亡くなった場合、介護保険料はどうなりますか？

介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割で算定し、納め過ぎとなった場合は、後日還付します。

なお、亡くなられた方が年金を受給されていた場合は、年金保険者（年金機構・共済組合など）に手続き（死亡届、未支給年金請求など）をしてください。

Q4 亡くなった場合の住民税はどうなりますか？

住民税は、1月1日現在お住いの方に課税されます。この場合、相続人の方へ納税義務が引き継がれます。亡くなった方の申告が必要な場合は、ご遺族が申告することになります。

必要書類チェックリスト

おくやみ窓口にお持ちいただくもの

●ご遺族の方のもの

☐	認印（相続人代表者・葬祭執行者（喪主・施主））
☐	お越しいただく方の本人確認書類 ・写真付きのもの （運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など） ・写真付きのものがない場合は次のものから2点 （健康保険証、介護保険証、年金手帳 など）
☐	預貯金通帳（相続人代表者・葬祭執行者（喪主・施主））
☐	亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は新たに変更する引き落とし口座の預貯金通帳と銀行印

●亡くなった方のも

※無くした、見つからない場合はその旨お申し出ください。

☐	年金手帳又は年金証書
☐	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ・世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証を持参願います。 ・加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。 葬祭執行者（喪主・施主）が確認できるもの（会葬御礼のハガキ、葬儀社の領収書等）を持参願います。
☐	介護保険被保険者証
☐	各種福祉手帳、各種医療費受給者証
☐	その他市役所から交付された証書類

●その他

手続ごとに必要となるものは、おくやみ窓口の予約受付時にお知らせします。

戸籍・住民票に関する証明書の請求や児童手当等の手続きを代理人が行う場合は、委任状が必要となります。

担当：おくやみ手続担当（戸籍住民課年金係） TEL 24-3166／FAX 49-2055